令和８年度

事　業　概　要



埼玉県秩父福祉事務所

目　　次

第１　管内区域の概況

１　地勢等……1

２　人口等……2

第２　秩父福祉事務所の概要

１　沿革……4

２　組織及び事務分掌……5

第３　事業概要

１　介護保険と高齢者福祉

（１）主な取組……7

（２）介護保険制度の運営状況……7

（３）介護職員初任者研修事業者の指定……9

（４）社会福祉施設等を対象とした研修……9

（５）地域包括ケアシステムの推進……１０

２　高齢者・障害者福祉施設の整備等

（１）高齢者福祉施設等の整備……１１

（２）障害者福祉施設の整備……１１

（３）事業所の指定……１２

３－１　生活保護

（１）管内保護の動向……１３

（２）町別被保護世帯数・被保護人員及び扶助別世帯数・人員……１４

（３）町別被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移……１４

（４）世帯類型別被保護世帯数……１５

（５）申請、開始、却下・取下げ、廃止状況……１５

３－２　中国残留邦人等支援給付……１６

４　生活困窮者自立支援

（１）埼玉県が実施する生活困窮者自立支援関係事業……１７

（２）生活困窮者自立支援制度の実施状況……１７

５　障害者（児）福祉

（１）特別障害者手当等の支給……１８

（２）埼玉県障害児等療育支援事業……１８

（３）障害福祉施設等支援事業補助金の交付……１８

６　母子父子寡婦福祉

（１）母子父子寡婦福祉相談……１９

（２）母子父子寡婦福祉資金の貸付……１９

７　女性相談（配偶者からの暴力相談）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
８　児童福祉
（１）児童虐待相談・・２１
（２）児童扶養手当に係る遺棄証明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
９　日本赤十字社埼玉県支部秩父地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

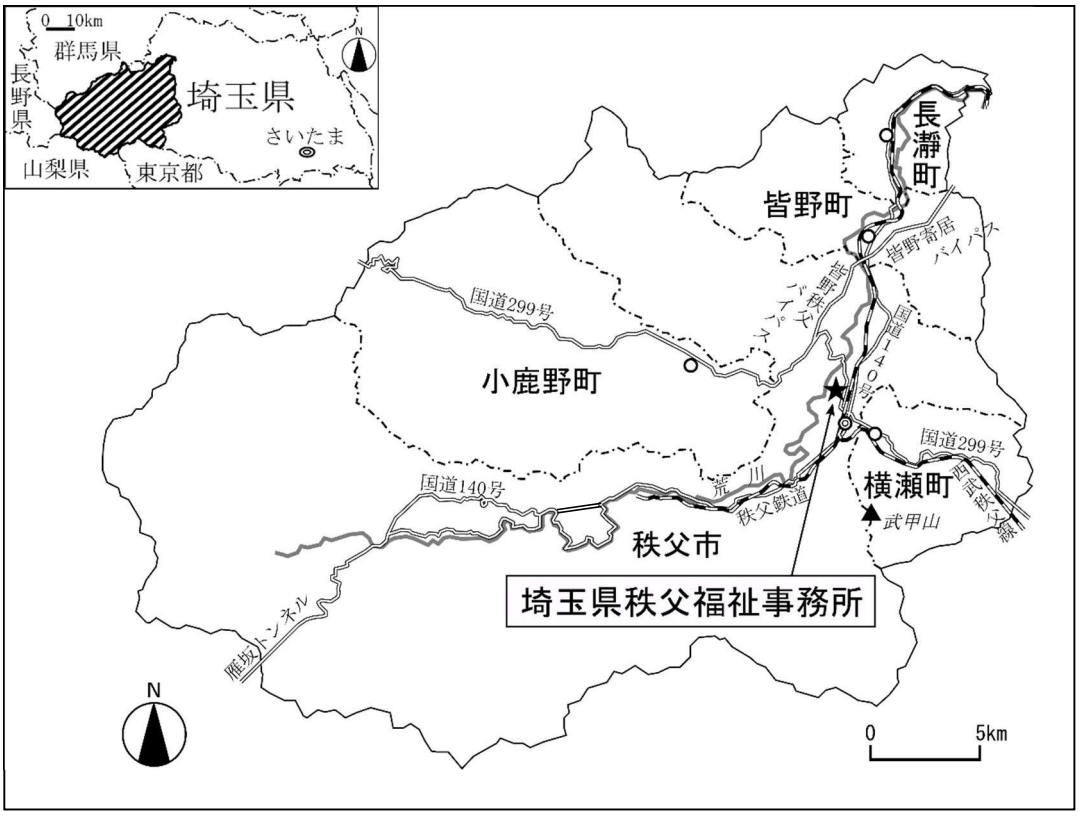
第１　管内区域の概況

１　地勢等

秩父福祉事務所の所管区域は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町及び小鹿野町の１市４町である。

山々に囲まれ、北は群馬県、西は長野県、南は山梨県と東京都に接している。管内面積は、８９２．６２ｋ㎡で、県土の約１／４を占めている。荒川が中央を流れ、地域の多くが秩父多摩甲斐国立公園の区域や県立自然公園の区域に指定されており、自然に恵まれた地域となっている。

都心から８０ｋｍ圏内に位置し、一般国道１４０号・２９９号、秩父鉄道及び西武鉄道が地域の主要交通手段となっている。



２　人口等

（１）人口・世帯数等

令和８年４月１日現在の管内の推計人口は８４，８７７人、世帯数は３６，０３９世帯である。

人口は前年同時期に比べ２，１７７人減少、世帯数は５８６世帯減少しており、一世帯あたりの人口は２．３６人と前年同時期に比べ０．０２人減少している。

◆市町別人口・世帯数等◆　　令和８年４月１日現在

	人　口（人）	世帯数（戸）	面積（㎢）	人口密度（人／㎢）
埼玉県	7,284,957	3,307,888	3,797.75	1,918.2
管内総数	84,877	36,039	892.62	95.1
秩父市	54,093	23,317	577.83	93.6
横瀬町	7,173	2,973	49.36	145.3
皆野町	8,312	3,413	63.74	130.4
長瀞町	6,019	2,487	30.43	197.8
小鹿野町	9,280	3,849	171.26	54.2

資料：埼玉県「埼玉県推計人口」

（２）年齢区分別人口の特徴

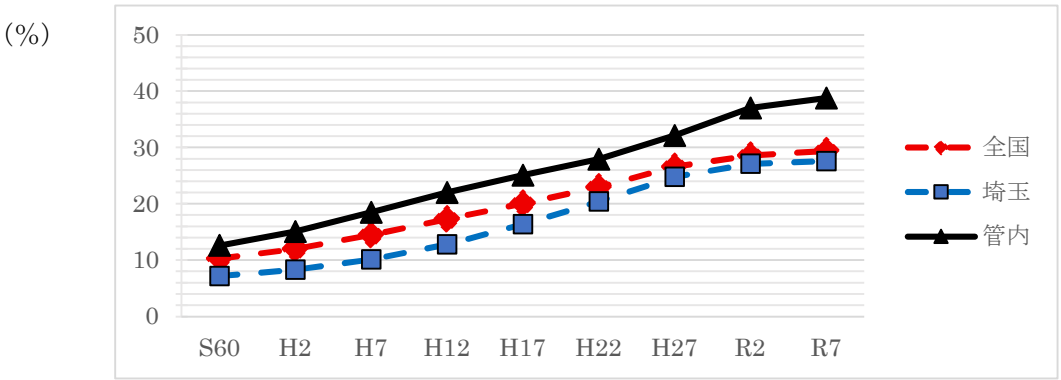
６５歳以上人口割合は令和８年１月１日現在で管内人口の３７．９％を占め、埼玉県全体の約１．４倍となっている。

◆市町別年齢３区分別人口◆　　令和８年１月１日現在

	総　数	年齢区分別人口			構成割合（%）		
		0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
埼玉県	7,368,512	805,879	4,569,672	1,992,956	10.9	62.0	27.0
管内総数	88,473	7,956	47,012	33,505	9.0	53.1	37.9
秩父市	56,230	5,401	30,461	20,368	9.6	54.2	36.2
横瀬町	7,502	723	4,067	2,712	9.6	54.2	36.2
皆野町	8,708	726	4,440	3,542	8.3	51.0	40.7
長瀞町	6,223	457	3,154	2,612	7.3	50.7	42.0
小鹿野町	9,810	649	4,890	4,271	6.6	49.8	43.5

資料：埼玉県「埼玉県町（丁）字別人口調査結果報告」

◆高齢化の推移◆

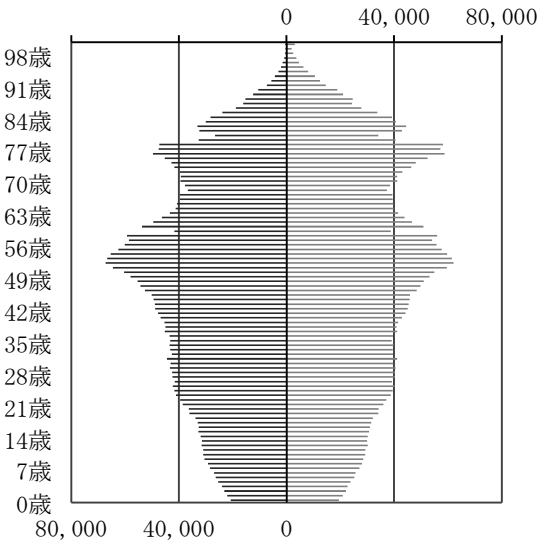


出典：「令和７年度国勢調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

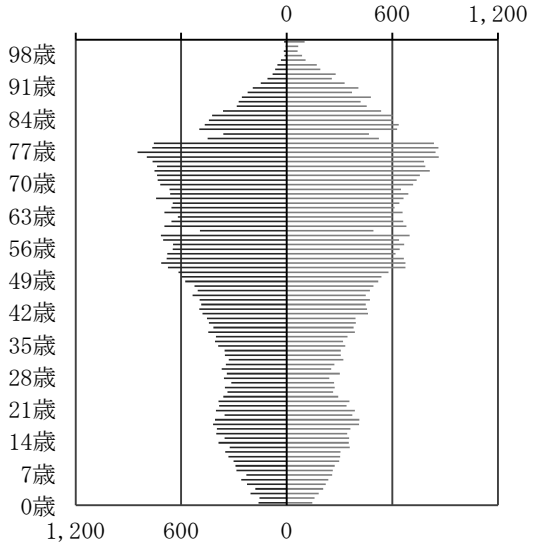
◆人口構成

秩父地域の年齢別人口構成を見ると、男女とも「団塊の世代」を含む７６歳前後にピークがある。一方、埼玉県（全体）の年齢別人口構成では５１～５４歳の「団塊ジュニア」がピークを形成している。

埼玉県の人口構成
（令和８年１月１日）



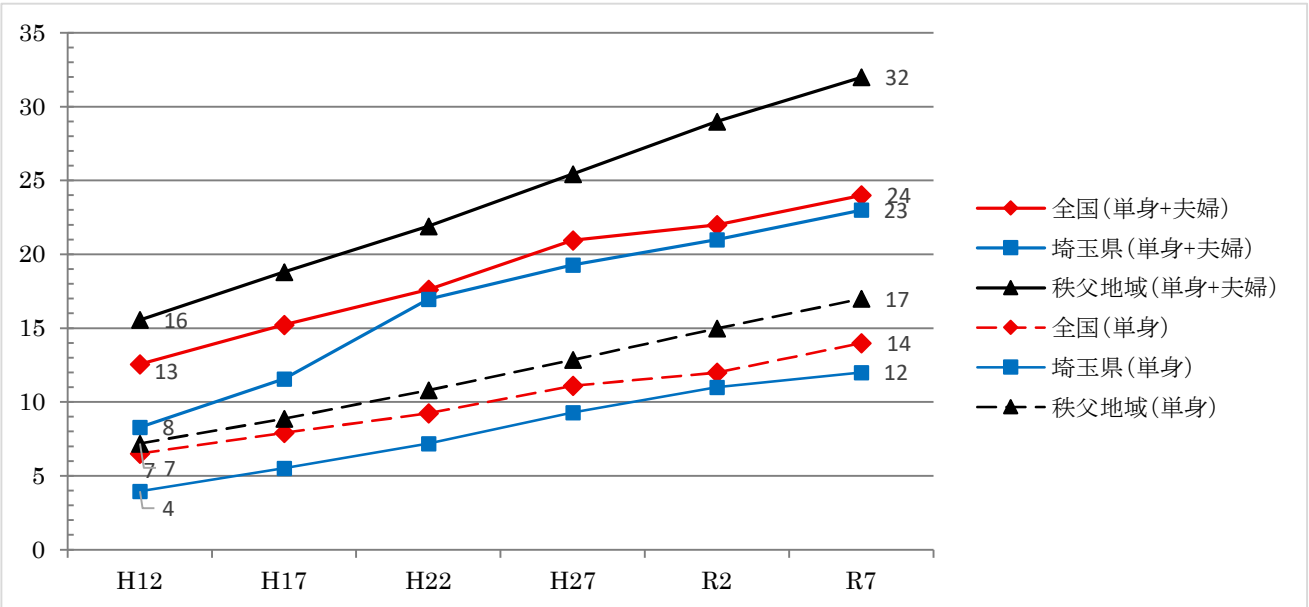
秩父地域の人口構成
（令和８年１月１日）



資料：埼玉県「埼玉県町（丁）字別人口調査結果報告」

高齢単身世帯と高齢者の夫婦のみの世帯、高齢単身世帯の全世帯に占める割合は、全国平均・県平均より高い。

６５歳以上の夫婦及び単身の世帯の割合（%）



出典：「令和７年度国勢調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

第２　秩父福祉事務所の概要

１　沿革

Ｓ２６・１０・１	・社会福祉事業法が改正され、埼玉県福祉事務所条例に基づき、秩父地域を所管する秩父福祉事務所を秩父地方庁舎内に設置（組織は、庶務係、福祉係の２係制） ・生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の施行業務の開始
Ｓ３５・４・１	・精神薄弱者福祉法施行による業務の開始
Ｓ３８・８・１	・老人福祉法施行業務の開始
Ｓ３９・７・１	・母子・寡婦福祉法施行業務の開始
Ｓ４８・７・１	・組織改正により、庶務課、福祉課、家庭児童課の３課制
Ｓ５７・４・１	・組織改正により、庶務課、保護課、福祉課の３課制
Ｈ５・４・１	・老人福祉法及び身体障害者福祉法による措置権を町村に移譲（庶務課、保護課、地域福祉課の３課制・職員数１９名） ・東秩父村を比企福祉事務所へ移管
Ｈ９・４・１	・秩父地方庁舎から秩父保健所庁舎に移転 ・福祉に関する事務、保健医療に関する事務及び福祉と保健医療に係る施策の総合調整を行うセンターとして、埼玉県行政組織規則に基づき秩父福祉保健総合センターを設置。組織体制は、企画管理部・福祉部・保健部の３部制 ・職員数は４２名（専任１３名、兼任２９名）（福祉保健総合センター、福祉事務所、保健所）
Ｈ１１・４・１	・埼玉県福祉保健総合センター設置条例の施行（秩父福祉事務所は廃止） ・秩父福祉保健総合センター及び秩父保健所に再編、企画管理部（総務担当、計画推進担当）及び福祉保健部（地域福祉・保護担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当）の２部・５グループ担当制（職員数は４３名）
Ｈ１２・４・１	・定数改正により、職員数４２名 ・介護保険法施行
Ｈ１３・４・１	・組織・定数改正により、職員数４０名
Ｈ１５・４・１	・支援費制度の導入・知的障害者福祉法施行事務の町村移管 ・地域福祉・保護担当を地域福祉担当に改編
Ｈ１８・４・１	・定数改正により、職員数３８名 ・障害者自立支援法一部施行 ・介護保険法改正により介護予防事業、地域密着型サービスの新設 ・介護保険事業者の指導強化の目的で計画推進担当を「計画推進・指導監視担当」に改編
Ｈ１８・１０・１	・障害者自立支援法全面施行
Ｈ１９・４・１	・定数改正により、職員数３７名
Ｈ２０・４・１	・介護保険事業者指導の県庁への集約により計画推進・指導監視担当を「計画推進担当」に改編 ・組織・定数改正により、職員数３５名
Ｈ２１・４・１	・定数改正により、職員数３４名

Ｈ２２・４・１	・埼玉県福祉事務所設置条例の施行（秩父福祉保健総合センターは廃止） ・２担当制（介護保険・施設整備担当、地域福祉担当）総務担当は保健所との兼務となる ・職員数１６名（兼務３名を含む）
Ｈ２３・４・１	・地域福祉担当が生活保護・地域福祉担当に改編 ・職員数１５名（兼務３名を含む）
Ｈ２５．４．１	・職員数１６名（兼務４名を含む）
Ｈ２６．４．１	・職員数１５名（兼務４名を含む）
Ｈ２７．４．１	・職員数１６名（兼務４名を含む） ・生活困窮者自立支援法施行
Ｈ２８．４．１	・職員数１５名（兼務４名を含む）
Ｒ３．４．１	・職員数１６名（兼務５名を含む）
Ｒ８．４．１	・職員数１７名（兼務５名を含む）

２　組織及び事務分掌

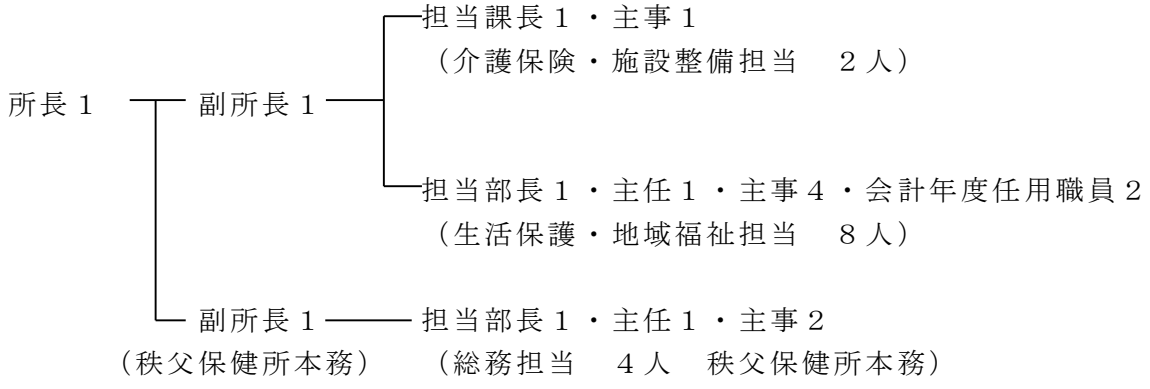
（１）組織

秩父福祉事務所には、介護保険・施設整備担当、生活保護・地域福祉担当、総務担当（保健所と兼務）が置かれている。職員数は、１７名（会計年度任用職員２名及び兼務５名を含む）である。

所　長	副所長	担当部長	担当課長	主　任	主　事	会計年度任用職員	合　計
1	2 （兼務 1）	2 （兼務１）	1	2 （兼務１）	7 （兼務２）	2	１７

◆秩父福祉事務所組織図◆

令和８年４月１日現在



（２）各担当の主な所掌事務

ア　介護保険・施設整備担当

（ア）高齢者支援計画の推進に関すること。
（イ）高齢者福祉に係る補助金事務に関すること。
（ウ）老人福祉法に基づく助言等に関すること。
（エ）老人居宅生活支援事業に関すること。
（オ）老人福祉施設、介護老人保健施設、訪問看護事業所、障害児（者）施設及び障害福祉サービス事業所に係る施設整備、社会福祉法人の設立・運営指導に関すること。
（カ）社会福祉法に基づく法人の定款変更認可に関すること。
（キ）介護保険法の施行に係る事務に関すること。
（ク）介護員の養成・確保に関すること
（ケ）福祉に関する情報等の収集、分析及び提供に関すること。
（コ）福祉に関する市町村支援の企画・調整に関すること。

イ　生活保護・地域福祉担当

（ア）生活保護法の施行に関すること。
（イ）生活困窮者自立支援法の施行に関すること。
（ウ）児童福祉法の施行に関すること。
（エ）母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関すること。
（オ）ひとり親家庭及び寡婦の福祉相談に関すること。
（カ）特別障害者手当等の認定に関すること。
（キ）障害児(者)福祉に係る補助金事務に関すること。
（ク）障害児等療育支援事業に関すること。
（ケ）民生委員・児童委員に関すること。
（コ）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条に基づく支援給付に関すること。
（サ）女性自立支援相談及びＤＶ被害者等の保護に係る相談に関すること。
（シ）児童虐待の防止に関すること。
（ス）日赤地区組織との連絡調整に関すること。

ウ　総務担当

（ア）人事、給与、服務、文書、福利厚生等に関すること。
（イ）経理に関すること。
（ウ）公有財産及び物品の取得、管理及び処分に関すること。

第３　事業概要

１　介護保険と高齢者福祉

（１）主な取組

ア　当事務所では介護保険施設・居宅サービス事業所（以下「施設・事業所」）の指定及び運営指導を行っている。

イ　令和７年度は当事務所において新規指定は３件、指定更新は２１件であった。

ウ　施設・事業所の運営指導については、より良いサービスを提供できるよう指定基準等に基づき必要な指導を行うとともに、県福祉監査課の行う実地指導に同行した。

エ　施設・事業所を対象とした研修については、令和７年度は、社会福祉施設における感染症対策をテーマとした研修（令和７年９月１日　秩父保健所と共催）を実施した。また、地震等の災害発生を想定した連絡訓練（令和８年２月１９日）を実施し、被害が発生した際の連絡方法の確認等を行った。

オ　高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、管内市町や関係機関とともに地域包括ケアシステムの推進に取り組んだ。

（２）介護保険制度の運営状況

ア　要介護認定の状況（人）　　令和８年３月末日現在

	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀞町	小鹿野町	合　計	前年比
要支援１	３９７	４５	８９	５８	３０	６１９	－２０
要支援２	７５４	６５	１１０	７７	１０９	１，１１５	＋７０
要介護１	６４４	１２１	１０７	１０５	１１１	１，０８８	＋２９
要介護２	８１７	７０	１３８	９３	１７８	１，２９６	＋２０
要介護３	６９５	９０	１１８	５８	１４２	１，１０３	＋２６
要介護４	６３５	７９	１１２	６８	１４０	１，０３４	＋５
要介護５	３２７	４８	６１	４６	６９	５５１	＋３６
合　　計	4,２６９	５１８	７３５	５０５	７７９	６，８０６	＋１６６

資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告(暫定) 令和８年３月分 第2-1表

イ　サービス提供体制の状況

（ア）施設整備の状況　　令和８年４月１日現在（単位：人分）

	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介　護医療院	介護老人保健施設	特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）
現状値	９８６	０	３８１	２４５
令和８年度末目標値	９８６	０	３８１	３７１
差	０	０	０	１２６

※　目標値は「第９期埼玉県高齢者支援計画」（令和６年３月策定）による。

（イ）秩父管内の介護保険サービス提供事業所数　　令和８年９月１日現在

サービス別	事業所数	所管
訪問介護	２５	県
訪問入浴介護	1	県
訪問看護	9	県
訪問リハビリテーション	１０	県
通所介護	２２	県
通所リハビリテーション	7	県
短期入所生活介護	１４	県
短期入所療養介護	5	県
特定施設入居者生活介護	6	県
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	5	県
居宅サービス小計	**１０４**	
介護老人福祉施設	１１	県
介護老人保健施設	4	県
施設サービス小計	**１５**	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	市町
夜間対応型訪問介護	1	市町
地域密着型通所介護	２４	市町
認知症対応型通所介護	3	市町
小規模多機能型居宅介護	8	市町
認知症対応型共同生活介護	１２	市町
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	市町
看護小規模多機能型居宅介護	1	市町
地域密着型サービス小計	**５４**	

※　地域密着型サービスは「地域密着型サービス事業所一覧（令和８年４月１日現在)」による。

ウ　介護保険料の基準（令和６年度から３年間）　　単位：円

	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀞町	小鹿野町
月　額	5,400	5,990	5,700	5,700	5,990

エ　秩父管内の介護サービスの利用状況

（ア）居宅介護（介護予防）サービス利用者数（人）　　令和８年３月

	居宅サービス	地域密着型サービス	合　計	前年差
要支援１	２１４	１	２１５	－２
要支援２	５８９	１１	６００	５
要介護１	８１３	２１２	１，０２５	２７
要介護２	９９８	２６１	１，２５９	２２
要介護３	５６０	２０６	７６６	－２
要介護４	３６２	１６４	５２６	１４
要介護５	１６８	７８	２４６	４
合　　計	３，７０４	９３３	４，６３７	６８

資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告(暫定) 令和８年５月分 第3-1表、第４-1表

（イ）施設サービス利用者数（人）　　令和８年３月

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	合　計	前年差
要介護１	６	３４	０	４０	５
要介護２	３５	６５	１	１０１	―３
要介護３	２６８	１０２	０	３７０	―９
要介護４	３７８	１１９	１	４９８	５
要介護５	２０４	５９	０	２６３	７
合　計	８９１	３７９	２	１，２７２	５
前年差	７	―１	―１	５	

※月内に施設間で異動した利用者がいた場合、施設別の総計と要介護度別の総計が一致しない。

資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告(暫定) 令和８年５月分 第5-1表

（３）介護職員初任者研修事業者の指定

「埼玉県介護職員初任者研修事業指定要綱」等に基づく介護職員初任者研修事業の指定について、令和７年度は申請がなかった。

（４）社会福祉施設等を対象とした研修

ア　感染対策に関する研修

管内の高齢者・障害児（者）の施設・事業所を対象に感染対策に関する研修を秩父保健所と共催で災害時の連絡体制を確認する災害時連絡訓練を令和７年９月１日に実施した

イ　危機管理に関する研修

管内の高齢者・障害児（者）の施設・事業所を対象に災害時の連絡体制を確認する災害時連絡訓練を令和８年２月１９日に実施した。

（５）地域包括ケアシステムの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう平成２７年２月に秩父郡市内の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会のほか、保健師、病院相談員、介護支援専門員、訪問看護師、老人福祉施設、福祉事務所、保健所、警察、消防、行政の代表者や資格者によって、ちちぶ圏域ケア連携会議等が組織化された。

ア　ちちぶ圏域ケア全体会議　（代表者）

令和８年３月２４日

イ　ちちぶ圏域ケア連携会議　（実務者）

令和７年度は１３回開催され、うち４回は主任介護支援専門員法定外研修に位置付けられている。

ウ　各市町地域包括ケア推進会議

各市町において適宜開催されており、秩父市、横瀬町、皆野町及び長瀞町については当事務所が構成員となっている。

２　高齢者・障害者福祉施設の整備等

（１）高齢者福祉施設等の整備

第９期埼玉県高齢者支援計画（計画期間：令和６年度～令和８年度）では、秩父圏域内の特別養護老人ホームの整備枠は設定されていない。

ウエルハイム・ヨコゼ（９０床）の大規模修繕について、令和７年度に特別養護老人ホーム等整備事業費県費補助金に採択された。

施設名	所在地	定員	開設者	備考
ウエルハイム・ヨコゼ	横瀬町横瀬５８０６－１	９０	(福)織舩会	大規模修繕

（２）障害者福祉施設の整備

社会福祉施設等施設整備費補助金を利用する障害福祉サービス事業所の整備について、令和７年度の実績はなかった。

（３）事業所の指定

令和７年度は管内で新たに介護保険サービス事業所３件、障害福祉サービス事業所２件が指定された。なお、県所管の介護保険サービス事業所については当事務所、障害福祉サービス事業者等については県庁障害者支援課が所掌している。

ア　介護保険サービス事業所

事業所名	所在地	開設	開設者	サービス種別
訪問介護みどりの杜みなの※	皆野町皆野 1584-1	R7.8.1	(株)ステラ	訪問介護
清水病院　訪問看護ステーション	皆野町皆野 1394-1	R7.9.1	(医)彩清会清水病院	（介護予防）訪問看護
コンパスウォーク秩父	秩父市大野原 1029-1	R7.10.1	ヒロミ(株)	通所介護

※　訪問介護みどりの杜みなのは新設ではなく事業譲渡による指定。（元：訪問介護レジデンス秩父皆野）

イ　障害福祉サービス事業所

事業所名	所在地	開設 (変更日)	開設者	サービス種別
一本立ちの砦　笑城	秩父市荒川上田野 445 番地１（移転）	R7.5.1	(特非)笑楽工房	就労継続支援Ｂ型（２０人増）
ステップジュニア	秩父市阿保町 2-7	R7.10.1	ステップ(株)	児童発達支援 放課後等デイサービス
サポートルームひまわり	横瀬町横瀬 6208-1	R8.4	(学)秩父ほうしょう幼稚園	児童発達支援
さやかワークセンター	横瀬町横瀬 4299-1	R8.4	(福)清心会	生活介護（１０人増） 就労継続支援Ｂ型（１０人減）

３－１　生活保護

（１）管内（横瀬町・皆野町・長瀞町・小鹿野町）保護の動向

令和８年４月現在の被保護世帯数（保護停止世帯含む）は２３６世帯、被保護人員は２９２人、保護率は０．９４％である。

平成２８年４月比で被保護世帯数は３８世帯（１９．１ポイント増)、被保護人員数は２６人（９．８ポイント増）となっている。保護率は令和５年度から増加傾向にある。

（各年４月）

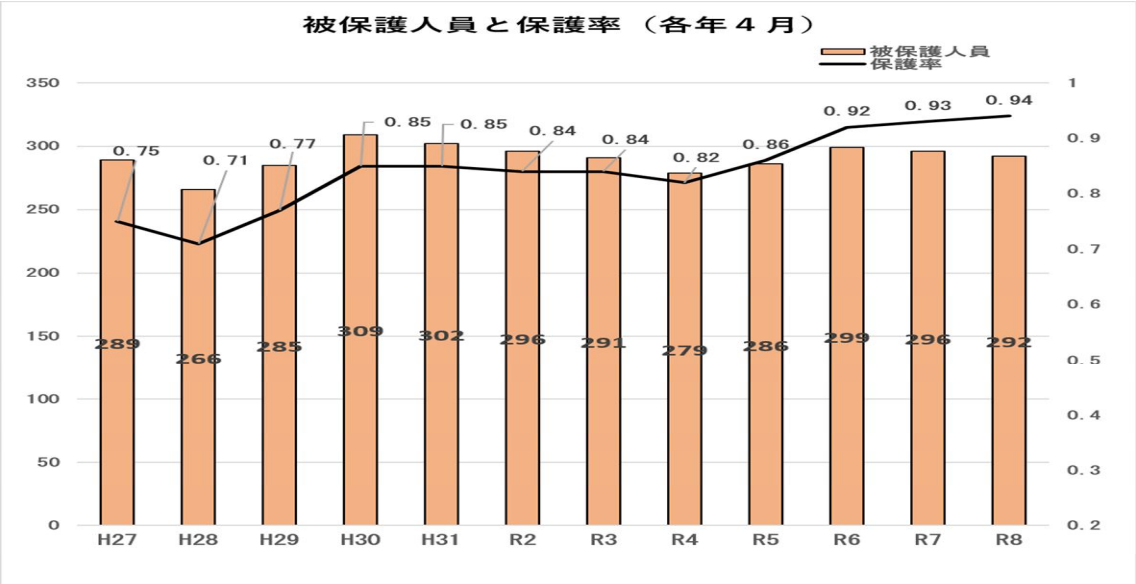
年度	管内人口		被保護世帯数		被保護人員数		保護率	生活扶助人員	住宅扶助人員	教育扶助人員	介護扶助人員		医療扶助人員	
	実数	指数%	実数	指数%	実数	指数%					施設	居宅	入院	入院外
H28	37,641	100.0	198	100.0	266	100.0	0.71	212	170	21	14	33	17	164
H29	37,027	98.4	213	107.6	285	107.1	0.77	241	177	23	15	30	16	167
H30	36,392	96.7	216	109.1	309	116.2	0.85	263	209	32	11	31	17	179
H31	35,738	94.9	212	107.1	302	113.5	0.85	256	194	33	7	38	19	180
R2	35,136	93.3	214	108.1	296	111.3	0.84	242	183	20	13	37	7	190
R3	34,471	91.6	222	112.1	291	109.4	0.84	238	183	18	13	38	11	178
R4	33,967	90.2	221	111.6	279	104.9	0.82	233	175	13	12	32	9	181
R5	33,291	88.4	225	113.6	286	107.5	0.86	234	181	10	10	38	8	168
R6	32,592	86.6	238	120.2	299	112.4	0.92	243	184	8	13	35	15	188
R7	31,853	84.6	241	121.7	296	111.3	0.93	236	173	9	7	37	15	183
R8	31,197	82.9	236	119.2	292	109.8	0.94	244	176	8	10	41	11	182

※１　指数は平成２７年を１００とした比率

２　被保護世帯数・人員及び保護率は保護停止中の世帯・人員を含む。

ただし各扶助別世帯数・人員は停止中の世帯・人員を含まない。

（出典　被保護者調査（月次)、町村別保護状況、「埼玉県推計人口」）



（２）町別被保護世帯数・被保護人員及び扶助別世帯数・人員

令和８年４月の保護率は０.９４％である。全国平均１.６１％や埼玉県平均１．３３％に比べ低くなっているが、高齢化の進展や管内４町の人口減に伴い、徐々に増加する傾向が見られる。

（令和８年４月）

	人口	被保護世帯	被保護人員	保護率％	扶助別人員						
					生活	住宅	教育	介護	医療	入院	入院外
横瀬町	7,293	54	65	0.89	52	36	0	10	41	3	38
皆野町	8,421	62	77	0.91	63	45	4	13	47	3	44
長瀞町	6,098	50	64	1.05	56	39	1	13	47	3	44
小鹿野町	9,385	70	86	0.92	73	56	3	15	58	2	56
管内計	31,197	236	292	0.94	244	176	8	51	193	11	182

※被保護世帯数・人員及び保護率は保護停止中の世帯・人員を含む。ただし、各扶助別人員は停止中を含まない。

（出典　被保護者調査（月次）、町村別保護状況、「埼玉県推計人口」）

（３）町別被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移

直近１０年間の推移を見ると、皆野町及び長瀞町の被保護世帯数は増加傾向にある。

（各年４月）

		H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
横瀬町	人口	8,427	8,288	8,210	8,100	7,997	7,895	7,789	7,667	7,537	7,380	7,293
	被保護世帯数	50	52	50	49	55	61	53	53	53	52	54
	被保護人員	70	68	72	70	72	75	60	62	61	60	65
	保護率(%)	0.83	0.82	0.88	0.86	0.90	0.95	0.76	0.81	0.81	0.81	0.89
皆野町	人口	10,017	9,884	9,698	9,598	9,432	9,224	9,089	8,935	8,798	8,576	8,421
	被保護世帯数	38	46	59	58	60	60	61	63	65	67	62
	被保護人員	61	70	87	88	90	82	82	80	81	83	77
	保護率(%)	0.61	0.71	0.90	0.92	0.95	0.88	0.90	0.90	0.92	0.97	0.91
長瀞町	人口	7,252	7,152	7,004	6,863	6,779	6,746	6,640	6,527	6,372	6,259	6,098
	被保護世帯数	29	34	32	30	28	33	40	41	43	43	50
	被保護人員	35	43	43	38	31	37	45	45	48	54	64
	保護率(%)	0.48	0.60	0.61	0.55	0.46	0.56	0.66	0.69	0.75	0.86	1.05
小鹿野町	人口	11,945	11,703	11,480	11,177	10,928	10,755	10,449	10,162	9,885	9,638	9,385
	被保護世帯数	81	81	75	75	71	68	67	68	77	79	70
	被保護人員	100	104	107	106	103	97	92	99	109	99	86
	保護率(%)	0.84	0.89	0.93	0.95	0.94	0.91	0.86	0.97	1.10	1.03	0.92
管内計	人口	37,641	37,027	36,392	35,738	35,136	34,620	33,967	33,291	32,592	31,853	31,197
	被保護世帯数	198	213	216	212	214	222	221	225	238	241	236
	被保護人員	266	285	309	302	296	291	279	286	299	296	292
	保護率(%)	0.71	0.77	0.85	0.85	0.84	0.84	0.82	0.86	0.92	0.93	0.94

※被保護世帯数・人員及び保護率は保護停止中の世帯・人員を含む。

（出典　被保護者調査（月次）、町村別保護状況、「埼玉県推計人口」）

（４）世帯類型別被保護世帯数

令和８年４月現在の２３５世帯（保護停止１世帯を除く）の内訳は、高齢者世帯１０９世帯(46.4%)、母子世帯８世帯(3.4%)、障害者世帯３８世帯(16.2%)、傷病者世帯３３世帯(14.0%)、その他世帯４７世帯(20.0%)となっている。

高齢者世帯の割合が最も高いが､埼玉県及び全国平均と比較すると10ポイント近く低い。なお、高齢者世帯１０９世帯中１０１世帯（92.7%）が単身世帯である（全国93.0%)。

（各年４月）

年度	被保護世帯数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯
H28	196(100.0)	80 (40.8)	11 (5.6)	40 (20.4)	25 (12.8)	40 (20.4)
H29	212(100.0)	86 (40.6)	13 (6.1)	40 (18.9)	29 (13.7)	44 (20.8)
H30	216(100.0)	90 (41.7)	18 (8.3)	30 (13.9)	35 (16.2)	43 (19.9)
H31	212(100.0)	89 (42.0)	18 (8.5)	32 (15.1)	33 (15.6)	40 (18.9)
R2	213(100.0)	91 (42.7)	14 (6.6)	31 (14.6)	36 (16.9)	41 (19.2)
R3	220 (100.0)	97 (44.1)	13 (5.9)	32 (14.5)	33 (15.0)	45 (20.5)
R4	218(100.0)	92(42.3)	13(5.9)	32(14.6)	30(13.7)	51(23.3)
R5	224(100.0)	98(43.8)	11(4.9)	29(12.9)	29(12.9)	57(25.4)
R6	236(100.0)	106(44.9)	9(3.8)	32(13.6)	27(11.4)	62(26.3)
R7	239(100.0)	107(44.8)	8(3.3)	40(16.7)	35(14.6)	49(20.5)
R8	235(100.0)	109(46.4)	8(3.4)	38(16.2)	33(14.0)	47(20.0)
[埼玉県　構成割合]		53.8	3.2	15.8	10.0	17.2
[全国　　構成割合]		55.4	3.4	14.4	11	15.8

※（　）内は構成比（%）

※各世帯数は保護停止中の世帯を含まない。　　（出典　被保護者調査（月次）　令和８年は概数）

（５）申請、開始、却下・取下げ、廃止状況

令和７年度中の新規申請件数は５１件(対前年比１６.４%減)であった。このうち保護開始件数は３９件であり、開始率は７４．５%であった。

保護の開始理由では、昨年度同様、「預貯金等の減少・喪失」が最も多く、「世帯主の傷病」がそれに続く。

令和７年度の廃止件数は４２件であった。保護の廃止理由として最も多いのは「死亡」の１５件で、「収入の増加」９件がそれに続く。

＜年度別申請、開始、却下・取下げ、廃止件数＞

年　度	２７	２８	２９	３０	３１	2	3	4	5	6	7
申　請	41	54	41	37	46	53	56	53	**67**	61	51
開　始	35	45	35	30	26	35	37	28	**52**	45	39
却　下 取下げ	6	9	6	7	20	18	21	25	**15**	16	7
開始率 (%)	85.4	83.3	85.4	81.1	56.5	66.0	66.1	52.8	**77.6**	73.8	76.5
廃　止	39	30	31	34	23	30	33	26	**39**	47	42

※1　開始、却下・取下げは、当該年度中に申請のあった件数を処理した内訳であり、決定が翌年度に持ち越されたものも含む。

2　廃止は「被保護者調査（月次）」（保護決定処分をした日で計上）による件数。

３－２　中国残留邦人等支援給付

平成２０年４月１日に、現在の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の一部改正等に基づき、第二次世界大戦後、苦労して日本に帰国し永住していたが、言葉の問題や高齢化等に伴い、様々な生活上・経済上の困難を抱えている中国残留邦人等に対する給付金制度が、新たに実施されることとなった。

これにより、当福祉事務所管内で生活保護を受給していた中国残留邦人等に対して、同法による支援給付の支給が開始され、現在も支援給付が行われている。

４　生活困窮者自立支援

平成２７年４月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活にお困りの方に対する新たな支援制度が始まった。この制度は、近年の生活保護受給者の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した方が再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的としている。

市については市が、町村については県が、生活に困窮した人のための総合相談窓口を設置している。埼玉県では、県の４福祉事務所管内（町村部）で実施する支援事業の大部分について、下記の事業者と委託契約を結んでおり、当該事業者の相談支援員が中心となり、地域における関係機関との連携の下で実施されている。

なお、「埼玉県県下一斉フードドライブキャンペーン」として、埼玉県委託のアスポート学習支援秩父センターへ食品等の寄付を行った。

（１）埼玉県が実施する生活困窮者自立支援関係事業

事　業　名	委　託　事　業　者
自立相談支援事業	彩の国くらし安心コンソーシアム（共同事業体） 【構成団体】 ・社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 ・公益社団法人 埼玉県社会福祉士会
一時生活支援事業	
家計改善支援事業	
生活困窮者の就労支援事業	就労支援専門員事業コンソーシアム（共同事業体） 【構成団体】 ・労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 ・一般社団法人 埼玉県雇用対策協議会
就労準備支援事業	
学習支援事業＊	一般社団法人　彩の国子ども・若者支援ネットワーク
住居確保給付金	＜実施主体＞ 県福祉事務所（東部中央、西部、北部、秩父）

＊小学生教室（令和元年度開始）：週３日、中高生教室：週１日

（２）生活困窮者自立支援制度の実施状況（令和７年度）

管内４町の自立相談支援窓口：アスポート相談支援センター埼玉秩父
（皆野町社会福祉協議会内）

	新規相談受付件数	自立支援プラン作成件数	就労支援対象者数
横　瀬　町	２８	3	0
皆　野　町	7	3	0
長　瀞　町	１９	4	1
小鹿野町	５２	1	0
秩父管内計	１０６	１１	1

※出典　社会福祉課「令和７年度生活困窮者自立支援制度に関する支援状況（町村）」

５　障害者（児）福祉

（１）特別障害者手当等の支給

管内４町の在宅の重度障害者に、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当・障害児福祉手当を支給した。

特別障害者手当等支給者数　（人）　　令和８年３月分

	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
横　瀬　町	６	３	０	９
皆　野　町	５	４	０	９
長　瀞　町	２	２	０	４
小鹿野町	１３	３	０	１６
計	２６	１２	０	３８

（２）埼玉県障害児等療育支援事業

在宅障害児(者)の地域生活を支えるため、身近な地域で専門的な療育や相談を受け、必要な情報の提供及び助言等を行っている。

（令和７年度実施状況）

ア　委託先法人　　社会福祉法人清心会　　秩父市山田１１９９－２

イ　事業実施場所　　さやかこども支援センター

ウ　事業内容

（ア）訪問指導　３１９件

療育相談員や保育士等がチームを組み、家庭訪問や施設への巡回訪問を通じて支援

（イ）外来指導　１９４件

さやかこども支援センターでの相談支援

（ウ）施設支援　３２０件

保育所、幼稚園、学校、放課後学童クラブ等の職員に対し、療育に関する助言指導

（３）障害福祉施設等支援事業補助金の交付

埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱に基づき、障害者(児)の福祉の増進を目的に市町が行う事業に対し補助金を交付している。

６　母子父子寡婦福祉

（１）母子父子寡婦福祉相談

母子及び父子並びに寡婦福祉法第８条に基づき委嘱された母子・父子自立支援員（婦人相談員兼務）が、母子・父子家庭や寡婦からの相談を受けて、助言や情報提供等を行った。

＜令和７年度 母子父子寡婦福祉相談・指導状況＞

区　　分	相　談　件　数	備　　考
生活一般・児童	２０	離婚、就労、子育て等
生　活　援　護	４１４	貸付金等
計	４３４	

※生活一般・児童の相談内容は、後述の「７　女性相談」と重複して集計している。

出典：母子父子自立支援員相談指導結果報告

（２）母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子家庭や寡婦の自立助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行った。

ア　市町村別母子父子寡婦福祉資金の貸付状況(件)

令和８年４月現在

	貸　付　中			猶予・据置中			償　還　中			合　計		
	母子父子	寡婦	計	母子父子	寡婦	計	母子父子	寡婦	計	母子父子	寡婦	計
秩父市	7		7	２６		２６	７９	3	８２	１１２	3	１１５
横瀬町	1		1	9		9	１８		１８	２８		２８
皆野町				1		1	１４		１４	１５		１５
長瀞町				1		1	6		6	7		7
小鹿野町				0		0	8	1	9	8	1	9
管　　外				1		1	１６		１６	１７		１７
計	8		8	３８		３８	１４１	4	１４５	１８７	4	１９１

出典：母子システム(貸付処理調べ)

母子福祉資金償還者一覧表(福祉事務所調べ)

イ　母子父子寡婦福祉資金の新規・継続貸付状況

（令和７年度）

	母子福祉資金					父子福祉資金				
	新規申込件数	新規貸付		継続貸付		新規申込件数	新規貸付		継続貸付	
		件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）		件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
技能修得	1	1	720							
修学	１０	１０	6,214	9	7,676					
修業										
就職支度										
就学支度	5	5	2,930							
生活	1	1	600							
住宅										
転宅	1	1	244							
計	１８	１８	10,708	9	7,676					

※　令和７年度は父子・寡婦福祉資金の貸付は０であった。

出典　母子システム（新規申込状況及び貸付状況調べ）

７　女性相談（配偶者からの暴力相談）

母子・父子自立支援員が中心となり、平成２６年１０月から、女性からだけではなく男性からの相談も受けている。相談内容は、配偶者の暴力や離婚問題など夫婦関係とともに生活困窮に関するものも多くなっている。

また、緊急保護が必要な場合は、一時保護の対応を行うこととしている。

なお、売春防止法に基づく相談、保護措置は令和７年度もなかった。

令和７年度　主訴別相談件数

配偶者の暴力・酒乱	離婚・性格の不一致	経済問題（養育費等）	就労	その他	計
4	0	8	2	6	２０

同　　形態別相談件数

電話相談	来所相談	巡回等相談	計
9	8	3	２０

同　　指導援助状況別相談件数

助言指導	移送	その他	計
１９	1		２０

８　児童福祉

（１）児童虐待相談

管内の児童虐待相談に関する指導・援助、熊谷児童相談所との連絡調整及び管内要保護児童対策地域協議会への参加、支援を行った。

（２）児童扶養手当に係る遺棄証明

管内町在住者の遺棄申立に基づき、実情を確認・調査し、児童扶養手当認定に係る遺棄証明を交付している。

９　日本赤十字社埼玉県支部秩父地区

日本赤十字社埼玉県支部との連絡調整を行っているほか、赤十字奉仕団連絡調整会議等へ出席している。また、救援車や救護装備・機器の配備による災害救護体制の整備を図っている。